

第428回南国市議会定例会会議録

第6日 令和4年12月12日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

17番 野村 新作

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	子育て支援課長 長野 洋高
長寿支援課長 中村 俊一	保健福祉センター 所長 藤宗 歩
環境課長 高橋 元和	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 山崎 伸二
建設課長 濱田 秀志	地籍調査課長 吉本 晶先
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左
上下水道局長 橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	溝 渕 浩 芳
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—*—

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

—*—

議事日程

令和4年12月12日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第8号 令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第16 議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第17 議案第17号 南国市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第18 議案第18号 市道の認定について
- 第19 議案第19号 訴えの提起について

- 第20 議案第20号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第21 議案第21号 南国市監査委員の選任の同意について
- 第22 議案第22号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第23 議案第23号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第24 議案第24号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第25 報告第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第26 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第27 報告第3号 スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第28 報告第4号 スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第29 報告第5号 市営住宅家賃等支払請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第30 報告第6号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第24号まで、報告第1号から報告第6号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第24号まで及び報告第1号から報告第6号まで、以上30件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党の杉本理です。

議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算について伺います。

財政から頂いた資料では4ページになりますが、債務負担行為の中身についてお伺いをいた

します。

今回追加ということで、共同利用型住民情報システム等サービス利用料と標準仕様準拠システム移行に係る比較分析作業委託料が提案されております。この2つの事項について、内容と令和5年度にまたがらなければならない理由をお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。情報政策課長。

〔竹村亜希子情報政策課長登壇〕

○情報政策課長（竹村亜希子） 杉本議員から御質問のありました債務負担行為補正につきまして、御説明申し上げます。

まず1つ目の、共同利用型住民情報システム等サービス利用料につきましては、現在香美市及び香南市と共同利用しております住民情報系システム等につきましては、平成30年2月1日から令和5年1月31日までの5年間の利用期間が満了することによりまして、令和3年度に次期住民情報系システムのシステムにつきまして、安芸市と室戸市を加えた5市で共同調達を行いました。次期システムにつきましては、まずは本年度現在既に実施しておりますが、国保標準準拠システムへの移行を円滑にすることも踏まえまして、調達時より現行システムの利用を1年間延長し、令和6年2月1日とすることを想定しまして、国保システムと移行業務と並行して5市での調整を行っておりましたが、このたび予定どおり現行システムの利用期間を延長することが決定しましたことにより、現行システムの延長期間であります令和5年2月1日から令和6年1月31日の1年間分のうち、令和5年度に必要な令和5年4月1日から令和6年1月31日までのサービス利用に係る金額を債務負担行為で計上いたしております。

続きまして、標準仕様準拠システム移行に係る比較分析作業委託料につきましては、自治体における情報システム等の共同利用、また手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、国指導により情報システムの標準化、共通化に取り組むこととなっております。令和7年度末を目標に、全国の自治体におきまして標準仕様に準拠して開発される20業務のシステムにつきまして、全国規模のクラウド基盤に構築することが求められております。本市におきましても、この標準システムに計画的にかつ安全に移行するため、国の定める業務システムの標準仕様と現行システムの使用について、相違点等の確認のための比較分析作業を行う必要があります。ですが、まずは来年6月末までに全20業務中、12業務のシステムにおきまして実施することといたしましたので、令和5年度に必要な費用につきまして債務負担行為で計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第10号の質疑を終結いたします。
議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第11号の質疑を終結いたします。
議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第12号の質疑を終結いたします。
議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第13号の質疑を終結いたします。
議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第14号の質疑を終結いたします。
議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第15号の質疑を終結いたします。
議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第16号の質疑を終結いたします。
議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第17号の質疑を終結いたします。
議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第18号の質疑を終結いたします。
議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第19号の質疑を終結いたします。
議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第24号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 報告第4号スポーツセンターの報告について、お伺いをいたします。

報告第3号と同じタイトルで、日付と金額以外は全く同じ報告になっております。1週間もたたないうちにこの報告第4号を専決されておりますけれども、報告第3号の時点で一緒にできなかつたものは分からなかつたものかというふうに感じました。契約の内容とその理由をお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の報告第3号と報告第4号の間が短いということについてなんですが、この報告第4号につきましての説明をまずさせていただきます。

本市の工事請負契約書は、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更として第26条があり、その第5項で、特殊な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができるとしております。これは、物価の変動等による請負代金額の変更、いわゆるスライド条項で、昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から規定されており、現在の第26条第5項は昭和56年に標準請負契約約款に追加されたものでございます。この第5項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の生産的な変更で、あらゆる工事を対象とするものであるため、受注者の負担割合は標準請負契約約款第30条の天災、不可抗力条項に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損われないよう定められた請負代金額の1%が採用されております。今回受注業者により今般の物価高騰を踏まえ、この請求を受けまして対象となる品目ごとの変動額が請負代金額の1%を超えるか確認するためには、一度工事を確定さすということで、いわゆる通常の変更分の契約変更が報告第3号の報告になります。それで、確定したものにつきまして、今回受注者側からの請求による案件を確認いたしましたところ、今回の分では型枠用塗装合板が対象となりまして、そのスライド金額といたしまして74万8,000円を増額するというような形になりました。このことから、報告第3号の工事内容変更の専決日が令和4年9月27日、報告第4号はスライド条項の確定分といたしまして、令和4年10月3日の専決日とさせていただいております。

なお、この請求につきましてはこれまでありませんでした、請求案件自体が。今回も初めて出てきたような感じとなります。今後につきましては、また同様のことが起こり得るというふうには考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 答弁ありがとうございました。法令や市の決まりに従って昨今の物価高騰にしっかりと対応されているというふうに了解をいたしました。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第6号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第24号まで及び報告第1号、以上6件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第20号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第20号は同意することに決しました。

次に、議案第21号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第21号は同意することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第22号は推薦に同意することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第23号は推薦に同意することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第24号は推薦に同意することに決しました。

次に、報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号から報告第6号まで、以上5件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（浜田和子） ただいま議題となっております議案第1号から議案第19号まで、以上19件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第11号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第17号 南国市個人情報の保護に関する法律施行条例

産業建設常任委員会

議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費

議案第2号 令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

議案第3号 令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第7号 令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第9号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第18号 市道の認定について

議案第19号 訴えの提起について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第4号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第5号 令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第6号 令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第10号 南国市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

—————*—————

○議長（浜田和子） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。明13日と14日の2日間は、委員会審査等のため休会し、12月15日に会議を開きたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

12月15日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時18分 散会